# 01.0

湿原を守り伝えていくために

湿

|原を考える会」および「山

宝宝湿

山

湿原では、地域住民を中

心とし 原を守

た

#### 原 市 の 歴 史・文化財を歩 く

(181)

## 米 原に残る貴重な自然環境

Щ\*

室むる

湿。

原が

### 山室湿原とは

り、平成17年(2005年)に米原市の天然 原の は類を見ない にも見えます が生息しています。 が誇る湿原、山室湿原を紹介します 念物に指定されています。今回は、 内でも数少ない自然に形成された湿 原 一呼ばれる湿原があります。ここは、 .裾に位置する山室地区に、 市中央部、 今なお多様な植物や動物たち · 湿 が、足を踏み入れるとほかで 原の生態系が保たれてお 横 Щ 見すると野原のよう 丘 陵東側のなだら 山室 本市 滋

す。山 ど受けることなく残っています 利用などの開 されてきたと考えられています。また、農地 果、約2.万年前と推定されています。水の り、 流れが穏やかで、 在までその姿を大きく変えることなく維持 の比較的小規模な湿原です。「みつくり 年間を通じて地下水が湧き出してい と呼ばれる南北に細長いくぼ地にあ .室湿原は、標高約150m、面積: .室湿原の成立時期は、地質調査の結 山室湿原は人為的な影響もほとん 環境の変化が少なく、 発の手がおよばなかったこと 湿原内の水位変化が小さ 古代から現 約 1.6

## 原でみられる生物たち

もあります。 やシロバナホザキノミミカキグサなど、県内 0) 0) て、 で山室湿原でのみ自生するとされている種 違った景色を見せてくれます。 (種も多く自生しており、 レッドデータブックに記載され 貴重種が次々と花を咲かせ、季節ごとに ·見られます。植物では、 Щ サギソウ、 室湿原では、湿地性の珍しい生 トキソウ、サワシロギクなど 春から秋にかけ サクラバハンノキ 環境省や県 た絶滅危 物が

す。 できないため、その存在は湿原が良好に保 たれていることの指標とも言えます 姿は注意して見なければ気づかないほどで 長はわずか2㎝ほどで、草の間を飛び交う るハッチョウトンボも生息しています。体 また、山室湿原には、日本最小のトンボで ハッチョウトンボは湿地環境にしか生息

(生涯学習課

文化財保存活用推

進

室

物は、 境下で保たれていることが山室湿原の特徴 たちの生態系が、 類 このほか 一つです。 が 植 44種を数 物が169種、 .山室湿原で確認されている生 、湿原内の小さく繊細な環 えます。多種多様な生物 、昆虫類が127種、

す。 山 ませんが 6月時点では、新たな被害は確認されてい 防 室 う被害が発生しました。これを受けて、 る会」があり、山室湿原に関する啓発活動 全活動によって保たれています 6月にニホンジカとみられる動物によって、 実施されています。そうした中、令和5年 木道の整備などの保全整備の取り組 ぐ植生防護柵が設置されました。 湿原に、新たにシカなどの動物の侵入を 原内のカキランの花芽が食べられてし 一継続した湿原内外の草刈り、見学用の I 室 湿 、継続的な見守りが必要となりま 原 の生物多様性は 、こう

Щ

自然を感じてみてください す。ぜひ一度、山あいの静かな湿原を訪れ ミカキグサなどの夏の花々が見頃を迎えま くれます。ちょうどこれから、サギソウやミ の光景が、自然の豊かさを私たちに伝えて 交うトンボなど、湿原で見られる一つひとつ 湿 原に咲く小さな花々や草の間 を 飛び

(写真上)山室湿原 (写真下)サギソウの花

#### 米原警察署情報

問 米原警察署 ☎52-0110

み

#### 第2回滋賀県警察官募集

#### 受験資格

た保

【警察官A】平成2年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業または 令和8年3月31日までに卒業見込みの人

【警察官B】平成2年4月2日から平成20年4月1日までに生まれ、 【警察官A】の区分に該当しない人

令和7年9月21日(日) 1次試験日

今

受験希望の人は、8月1日(金)9時から9月1日(月)17時までに滋賀県警察ウェブサイト から申し込みください。受験案内は、7月1日(火)から米原警察署などでも交付します。



#### 令和7年市内交通事故数(5月末時点)

件数 21件(+3件) 死者 1人(+1人) 21人(-7人) 傷者 ※()内は前年比

#### 消費生活相談コ

#### ネットショッピングでお金をだまし取る返金詐欺にご注意を

ネットショッピングで代金を支払ったが商品が送られてこない。販売業者に問い 合わせると在庫切れのため返金するとのことだったが、いっこうに返金されない。



#### 消費生活相談員より一言

販売価格が極端に安いなどの場合は偽サイトの可能性が 高く、さらに、返金を受けるつもりが送金させられたという 「次被害も増えているので注意しましょう。ネットショップを 利用する際は、事業者の名称や住所、連絡先のほか販売条 件や契約条件などが表記されているかを確認しましょう。

「おかしいな」と思ったら、 一人で悩まず、 まずは消費生活相談窓口へ ご相談ください。

市 消費生活相談窓口(本庁舎) **253-5110** 相談専用

(受付) 平日 9時30分~16時

(17)